

建設委員会記録

開催日時 令和3年9月30日(木) 13:04~14:18

開催場所 第2委員会室

出席委員 7名

岩田 国夫 委員長

清水 勉 副委員長

川口 延良 委員

田中 惟允 委員

秋本登志嗣 委員

田尻 匠 委員

川口 正志 委員

欠席委員 1名

国中 憲治 委員

出席理事者 松本 県土マネジメント部長

濱本 政策統括官

岡野 地域デザイン推進局長

西野 水道局長 ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事

(1) 議案の審査について

議第94号 河川改修事業にかかる請負契約の締結について

議第96号 和解及び損害賠償額の決定について

報第27号 地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告につ
いて

損害賠償額の決定について

(2) その他

<会議の経過>

○岩田委員長 ただいまから建設委員会を開会いたします。

本日の欠席は、国中委員です。秋本委員が少し遅れるとの連絡を受けております。また、島岡用地対策課長の代理で福永課長補佐が出席されていますので、ご了承をお願いします。

今定例会においては、密集・密接を避けるため、各委員会室の傍聴人を5人としておりますので、ご承知ください。

次に、委員の席順ですが、当委員会としては、ただいまの席順でよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は正副委員長会議の申合せにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承をお願いします。

なお、議案の説明については、9月10日に議案説明会が行われたため、省略いたします。

それでは、付託議案について、質疑があればご発言お願いいたします。

なお、その他の事項については、後ほど質問を行いますので、ご了承をお願いします。

質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、これをもちまして付託議案についての質疑は終わります。

続いて、付託議案について、委員の意見を求めます。発言をお願いします。

○田中委員 自由民主党としましては、全ての議案に賛成いたします。

○川口(延)委員 自民党絆としましては、付託された議案全てに賛成いたします。

○田尻委員 新政ながらも付託された全ての議案について、賛成いたします。

○川口(正)委員 創生奈良も全ての議案に賛成します。

○清水副委員長 日本維新の会も付託されました全ての議案に賛成いたします。

○岩田委員長 それでは、お諮りします。

議第94号、議第96号及び報第27号については、原案どおり可決または承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。

よって、本案は、いずれも原案どおり可決または承認することに決しました。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入ります。

地域デザイン推進局長から、奈良県住生活基本計画の改定について報告を行いたいとの申出がありましたので、ご報告をお願いします。

○岡野地域デザイン推進局長 奈良県住生活基本計画の改定について説明させていただきます。この計画は、住生活基本法に基づき、県内における住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本方針として、全国計画に則して定めるものです。

計画の概要及び位置づけは、資料の上の四角囲みに記載していますが、今年の3月に全国計画が改定されたことに伴いまして、前回、平成29年3月に策定した計画の見直しを行うものです。

今回の計画の改定案の骨子ですが、まず、基本理念として、持続可能な「住まいまちづくり」を定めたいと思います。これは、現行の計画を策定してから5年経過しまして、人口減少や高齢化が進み、昨今は新型コロナウイルス感染症の拡大など、社会情勢の変化を踏まえるとともに、有識者による検討委員会を設けており、その中の議論を踏まえたものです。この理念の下に、新たな方針や施策の重点化を図ってまいります。

取組方針につきましては、中段に4つ、柱を立てて示していますが、このうち、星印を付しているものが新規に掲載した項目です。また、重点化する項目につきましては、ひし形を付しています。具体的な例で申し上げますと、例えば1の(1)住み続けられるまちづくりの推進におきましては、住宅内のテレワーク環境に対応した住まいの機能の充実など、ポストコロナにも対応した新しい住まい方の実現、また、多様なライフスタイルに応じた2地域居住等の推進や住み替えの促進などを通じた空き家の発生防止の項目を新たに掲載しています。また、3の項目の(3)ですけれども、被災者等への迅速な住まいの提供体制の整備につきましては、コロナ禍等の影響などを踏まえて、住宅を失った方への対応を定めたものです。こういったものを重点項目としています。

今後のスケジュールとしては、ただいま報告した原案をもって、11月頃にパブリックコメントを実施し、広く県民の意見を募集したいと思います。その後、意見を反映した案を作成し、12月議会で報告させていただき、手続が順調に進めば、年明けの1月頃には計画として改定する運びにしたいと考えています。

なお、基本方針に基づき実施する具体的な事業につきましては、本県独自に計画を策定している奈良県住生活ビジョンがあります。ここに事業を具体化させたものを掲載したい

と思っておりますが、そちらは、来年度の改定を予定していただき、取りまとめ次第、議会にお諮りしたいと思います。

私からの報告は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○岩田委員長 ただいまの報告、またはその他の事項も含めて、質問があればご発言願います。

○田中委員 奈良県住生活基本計画についてご説明いただきありがとうございます。

説明の中にもありましたので、復唱することになりますが、都市部では新型コロナウイルス感染症の影響により家を失った方がかなりいらっしゃるようです。奈良県内での件数は少ないのかも分かりませんが、そういった方々のために、公営住宅についての検討項目をできるだけご配慮いただきたいと思っております。

付け加えて申し上げます、市町村の公営住宅は、財政面が必ずしも十分ではなさそうですので、市町村の公営住宅を県で代行することができないのか、財政的な裏づけについても、お考えいただける部分があれば、ご検討いただきたいと思っておりますので、要望として申し上げます。

○岩田委員長 ほかにございませんか。

○川口（正）委員 一昨日の一般質問で、我が会派の阪口議員が知事に対して、山添村での開発に関わった質問をされました。知事からは、的確とは言えないけれども、申請に不備があるため、それは受け付けられないということで、事前協議に関わっての意向を聞かされました。地元でも、この開発はいかななものかということで、不安に思われたり、心配される方が多く、一昨日もたくさんの方が傍聴にお越しになっていました。その方々は県に資料を求められました。その資料の写しが届けられているわけですが、開発に関わってのイロハのイが欠落したような申請が出されていることが阪口議員から示されたと思っております。情報公開請求に対する回答は真っ黒だ。資料請求した側として、このような黒いものを届けられて、何の参考になるのか。申請内容について、具合が悪いから黒塗りになっているのか。悪いところを皆さんに知らしめると、これは個人情報の開示になるため黒塗りにするということでは、県の事務当局は間違いや悪を隠蔽するため、それを助長しているのかという疑問を抱くわけです。黒塗りがあまりにも多過ぎることについて、意図を一遍聞かせてもらいたいと思っております。まず、それからいきましょう。岡野地域デザイン推進局長、答えられますか。

○岡野地域デザイン推進局長 まず、前提としましては、本会議での質問に対する知事の

答弁でもありましたように、関係する諸法令に適切に対応することは、当然のことだと考えています。

その上で、情報公開請求のあった資料への黒塗りについてのご質問ですが、資料を提出したのは、情報公開請求があったため、これに基づいて公開させていただいたものです。これは奈良県の情報公開条例に基づいたもので、その中に、開示する基準、開示を控える基準がありまして、例えば個人に関する情報や、法人に関する情報で、公にすることによって利益を害するおそれがあるものは開示を控えることになりまして、そういった考え方に基づいて開示を行ったものです。

川口（正）委員がお示しになりましたように、べたっと黒く塗られているため、こんなものはまるきり黒塗りではないかという箇所がありますが、開示を行った資料は、太陽光発電の計画に関わるものでして、計画書の中には事業主体の情報や、地域内の土地所有者の情報が含まれています。この資料をそのままコピーして開示することになりますので、開示を控える情報が偏って載っている箇所は、黒塗りとなってしまいます。それ以外の情報はしっかりと開示したと認識しています。

○川口（正）委員 計画書がもともと黒いから黒くなっているというのか。黒く塗ってあるのではないか。今の答弁では、もともとが黒いから黒くなっているという言い方ではないか。

○岡野地域デザイン推進局長 もともと出されていた情報について、開示すべきでないところは黒塗りをして出したということで、もともと……。

○川口（正）委員 いや、意味が分からない。

○岡野地域デザイン推進局長 今、黒塗りしてある箇所といいますのが、いわゆる個人情報、もしくは法人の情報に係る部分ということで条例に基づいて黒塗りをして出しているものです。

○川口（正）委員 申請がなぜ個人情報になるのか。公に見せることができないものを開発するつもりなのか。社会性を持って開発されるのでしょうか。なぜ、これを隠蔽するのか。個人情報ということだが、どういうことが漏れたら具合が悪いのか。なぜ出せないのか。なぜ隠さなければならないのか。こういう内容だから、個人情報となるため、営業に差し障るのか。営業であったとしても、山添村での太陽光発電計画に隠し事があって、個人情報に当たるという言い訳で、秘密のものを造らせるのか。社会性を持ったものを造ってもらうわけでしょう。社会性を持たないものは造らせないのでしょう。社会性を持たないも

のだったから、隠しましたというのであれば、まだ話が分かる。社会性を持つものであれば、どうして隠すのか。そのことを私は聞きたい。あまりにも黒塗りの部分が多過ぎる。一体何枚あるのか。紙代がもったいない。50枚以上あるうち半分が黒塗りだ。隠し事を肯定するのか。

○岡野地域デザイン推進局長 お答えになるかどうか、分かりませんが、この制度は、奈良県情報公開条例に基づいて行っているものですので、公開した情報は広くどこにでもオープンされることになるといった観点から、様々な基準を設けています。

それと、ほとんどのページが黒塗りだったとのことですが、調べますと、今回の開示の請求の対象は、全てで70枚です。70枚のうち、行為地の地番の一覧表を載せているのが23枚あり、そこには地権者等の情報が載っていますので、川口（正）委員ご指摘のように不開示となったものです。

○川口（正）委員 私が言いたいのは、こうした開発は、社会性を持って、堂々と地元の皆さま方からも歓迎され、心配ありませんという形で物事が進められなければならないということ。これを基本に私は物を言っている。そういう意味では、今回の黒塗りはあまりにも不愉快ではないか。一般的な常識として、事前協議で話がまとまれば、本申請は素通りするような形で物事が収まる。知事の答弁では、事前協議で十分な注意を払っておきましたということだと私は理解しているが、社会性を持つ開発であれば、本申請があった際は、1枚も黒塗りせずに公表しますと言い切れるのか。

もう1点尋ねておくけれども、私の勉強不足で申し訳ないが、隠した部分について、条例のどの部分に該当するから黒塗りにして伏せたということがわかる一切の資料を出してほしい。このページは、黒塗りにしたので見せるわけにはいかないとする部分と条例の条項とを照らし合わせた比較表を資料として、委員長、求めておきたいと思います。

○岩田委員長 川口（正）委員から要望のありました、黒塗りとなっている部分について、こういった理由で公開できませんということの後でもいいのでお示し願えますか。

○岡野地域デザイン推進局長 はい、分かりました。

○岩田委員長 お願いします。

ほかにございませんか。

○川口（正）委員 いろいろご苦労いただいているのにしつこいなということでしょうが、御所市のことではいろいろお世話になっています。御所市も、奈良モデルの御所市版として県に指導や支援を求めて取り組まれている開発計画があり、これは御所市の近鉄駅前、

J R 駅前周辺の開発です。この開発について、県はどういったスタンスで御所市との関わり合いを持っているのか。御所市への指導、支援、経緯、経過について、今どの時点までまとまっているのかをお聞かせいただければと思います。

○岡野地域デザイン推進局長 県では、県と市町村の連携協定を結んで、まちづくりを進めています。この取組が県下で進んでおりますけれども、その候補の一つとして、川口

(正) 委員がお述べになりました近鉄 J R 御所駅周辺のまちづくりも入っています。現在、事業計画を固めている段階でして、今後、その計画を固め、各種事業が本格化していくものです。御所市につきましては、駅周辺以外にも、例えば市営住宅と県営住宅の連携の取組等も併せて進めています。

○川口 (正) 委員 この開発計画に関わって、いつ頃までに計画をまとめるのか。スケジュールについては、どのように受け止めているのか。

○岡野地域デザイン推進局長 私が今認識しているところでは、具体的なタイムスケジュールはまだ固まっていませんが、御所市はかなり熱い気持ちをお持ちですので、適宜、県も関わりまして、可能な限り早急に進めていく段階かと思っています。

○川口 (正) 委員 ある種の目標というものはあつてしかるべきだと思う。だから、この時点ぐらいまでには、計画をまとめなければならないという目当てを持つ必要があるのではないか。この計画を言い出してからもう 10 年以上になると思います。市のスタンスが悪いから進まないということなのか、県の言わば口ほどにもないスタンスの展開になっているからなのか。常に総括をしていただきながら、物事を組み立てていただきたいと思う。物事を進める場合には、事業財源も含めて考えなければならないので、ただ単に勉強している、研究している、計画、協議しているというだけでは、少し腑に落ちない。

国道 24 号をまたぐ計画のため、警察当局から信号機設置の問題について、道路交通上のいろいろな意見が出ていますのでまとまりにくいという話が先般私の耳に入りました。なぜ計画が進まないのかという理由を明確にしてもらいたい。責任のなすり合いをしても計画が進まないで、まずは青写真を作り、計画を組み立てること。その計画の上に立って、事業をどのように組み立てていくかということになるので、単なる夢物語ではいけないのではないか。行政のまとめというものを成果としてきちっとまとめていただきたいと思いますので、まずは第 1 段階のめどを立ててほしい。もう第 1 段階は過ぎていきますというのであれば、今はどの段階まで来ているのか。最終段階はいつになるのかという経緯と経過、展望をお聞かせいただきたいと思います。

○岡野地域デザイン推進局長 川口（正）委員より指摘いただきましたように、このまちづくりの構想が始まってから、年月が経過していることは事実です。一方で、例えば市、県だけではなく、民間団体も参画していただいていることや、事業の範囲についても、道路事業や各種インフラ整備が広範にわたるものがありますので、時間を要している状況です。今回ご意見をいただきましたので、さらにピッチを上げて整備を進め、この段階まで事業が進んでいますと言えるように努めます。

○川口（正）委員 今、岡野地域デザイン推進局長にお答えいただいた内容に関わっての結論を早々に聞かせていただきたいということをまずは要望しておきます。

また、今日、私は天理方面から奈良へ入ってきたわけですが、工事が行われていました。工事現場にユンボの機械があったのですが、私はユンボが目につくと、いろいろあれやこれや言いたいことがあるわけです。昨今、私が指摘しておりますが、親切でユンボを動かして、運転免許証を取消しになったという事案があります。いろいろと話を聞きますと、ユンボにもいろんな種類があるようです。土木建築に関わっての事業、あるいは、農林に関わっての事業にユンボが使われています。公共事業で発注した事業でもユンボが使われています。道路交通法等、道路関係で大きな法律が3つあるようですが、今回の警察当局の結論について、日本国中探しても、あのようなケースにおける今回のような処分は初めての様な感じがします。奈良県警がそのような方針で間違いを反省せずに、間違っただままで事を進められるとするならば、県が発注した公共事業でも、ユンボを使っているところで様々な面での支障が出てくると思います。こういった観点で現場を検証していただいて、工事現場でユンボを扱うに関わって問題ないかということの調査、指導をぜひお願いをしておきたいと思う。予算審査特別委員会でも、私は警察当局に質問させていただこうと思っています。

それから、これも前から言っていることですがけれども、和歌山県と三重県と奈良県の議会の懇談会である、紀伊半島三県議会交流会議でも話題になりましたが、木材利用を促進してもらいたい。いつぞやの建設委員会でも申し上げましたけれども、例えば交差点の四つ角等の随所にモニュメントのようなものの設置や、山間部では木製のガードレールをお使いになったほうがいろいろな意味で好都合ではないかと思えます。木製ガードレールの促進について、積極的に検討を願いたいと思えますので、このことも要望しておきます。

もう1点、要望があり、予算審査特別委員会でも取り上げますが、先般、土木職の技術職員の採用試験が実施されましたが、募集定員よりも応募者数が多かったものの、採用者

数が、募集定員よりも少なかった。どの程度の水準の技術職員を求められているのか。これは、人事委員会と人事行政に関わる問題なので、担当部局としても検討していただきたいという話題を提供するつもりですが、県土マネジメント部としても担当の人事当局に問題を投げかけておいていただきたいと思う。

それから、県は業者に対して、発注ランク毎に資格を有する技術職員の数をA級の場合は何人、あるいはB級の場合は何人ということで、かなり厳しく設定されていますが、県の技術職員の皆さまの資格取得状況は一体どうなっているのか。業者に厳しくおっしゃる割には、県の担当技術職員の実情に対していささか不満の声も耳にしますので、あえてこの点についても申し上げます。実態を調べ、ひとつ推進していただきたいということを要望として申し上げます。返事は要りません。

○岩田委員長 ほかにありませんか。

○田尻委員 それでは、質問させていただきますが、その前に、理事者あるいは委員の皆様にもお伝えしたいことがあります。前回の建設委員会で私から3項目ほど質問させていただきました。それから3日後ぐらいに、私の事務所に新潟大学の建築学科の学生から電話がありました。どういう御用でしょうかと聞きますと、この前の建設委員会で質問された内容について確認をしたいとのことでした。田尻委員は、この先、奈良県をどうされようと思っているのでしょうか、どういう考えをお持ちでしょうかといった話がありました。よく聞いておられましたねと尋ねますと、私は奈良県出身で、大学で新潟へ来ていますが、建築学科なので興味があり、建設委員会の質問を聞かせていただきましたとのことでした。ただし、インターネット配信ですので、言葉として少し聞き取りにくい、あるいは答弁に聞き取りにくい点があったということもおっしゃられましたので、事務局にお願いして、建設委員会の記録を取り寄せて、学生にお渡しをする手はずを終了したところです。ある意味では、大変緊張もしますが、うれしい思いでございまして、今日も大学の授業があるかもしれませんが、聞いておられるかもしれません。また、今日の時代、関係する皆さん方、あるいはそうでない方も含めて、聞いておられる方がいらっしゃるということも十分承知の上、なるべく分かりやすい言葉で分かりやすい答弁、あるいは質問をさせていただきたいと存じますので、よろしく申し上げます。

それでは、先ほど岡野地域デザイン推進局長から報告を受けましたが、奈良県住生活基本計画についてお尋ねします。

住まいというのは、人が生活をする上で大事であり、その中でも、持続可能な住まいま

ちづくりは、大変大事なポイントです。しかし、今日の奈良県のことも含めて申し上げますと、県内で住み続けて生活していく中では、通勤をしなくてはならない、通学をしなくてはならない、病院へ通院をしなくてはならない、日々の生活の中で買物をしなくてはならないといった周りの環境があります。あるいは交通アクセスが非常に厳しいため、高齢者となって免許証を返納した場合は、ここで住めと言われても住めないという状況があります。このようなお話を何人の方からもお伺いしました。そういった中では、家だけを見るのではなく、面としての捉え方として、今申し上げましたことだけではないと思いますが、数々の課題があるのではないかと考えています。要するに今日の時代、例えば通勤ができない、学校が統廃合でなくなって行けない、買物難民と言われている人が出る中で、そこに住み続けるとするならば、高いハードルを越えていかななくてはならない、あるいはそれを解決していかななくてはならないと思います。これから計画を改定していく中で、県としてはどのような捉え方や考え方があるのかについてお伺いします。

○石井住まいまちづくり課長 田尻委員から指摘いただきました持続可能な住まいまちづくりについては、今回の奈良県住生活基本計画の基本理念として冒頭に掲げています。この実現のためには、高齢者世代の方や子育て世帯を含めた若年世代の方にとって安心して住み続けられる施策が重要だと考えています。この観点から、移動と手段としての地域交通の確保というのは重要な要素だと考えているところです。今回の計画におきましても、様々な移動のニーズに応じて、市町村の提供するコミュニティーバスであったり、民間の送迎バスの交通サービスといったものの実現に加えまして、住宅側の取組としましても、駅やバス停に近い地域への住宅の立地促進を位置づけています。さらに、高齢化やポストコロナの状況を見据えますと、単に移動の手段を確保するというだけではなくて、住まいに身近なところで生活サービス、あるいは就労の場というのを設けまして、買物や通勤といった移動そのものの負担を減らしていくことも重要な視点だと考えています。このような視点から、今回の計画の改定に当たりましては、例えば住宅地における空き家を活用した福祉拠点の整備であったり、あるいは、移動販売などの生活サービス機能の導入、情報、物流インフラの充実等を新たに位置づけています。今後は、移動手段の確保、それから、移動そのものの負担を減らしていくことの両輪で住生活基本計画に基づいて市町村、庁内の担当課、あるいは民間事業者との調整を図りながら、持続可能な住まいまちづくりを進めてまいります。

○田尻委員 ありがとうございます。

お示しいただきました認識を持って、一つ一つ丁寧に対応していただき、当然、一つの部局でこのことが解決するわけではありませんので、県全体としてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。そのような中、報道等もされていますが、10月1日から奈良交通の主要なターミナルの路線バスが減便されることが発表されました。奈良県内における大きな駅での路線バスが減便されることは大変大きな問題ではないかと捉えています。特に私は住まいが奈良市ですので、住宅地もたくさんあります。近鉄奈良駅、大和西大寺駅、高の原駅、学園前駅、富雄駅という各駅から様々な住宅地に出ているバスが減便になっていき、早朝のバスがなくなり、夜のバスは運行が早く終わります。日中、1時間に3本運行されていたところが2本になりますという形で、どんどんと減っていくことによって、移動ができない、あるいは住み続けることができないという現実をかいま見るところです。特に大阪から住居を求めて奈良に住まれた方は、奈良で住み続けたいけども、子育ても終わったので、大阪へ帰られた方もいらっしゃいます。奈良も良いところですが、買物に行くには車が要る。気温もかなり寒い。そして、一つ一つの場所が遠いということをおっしゃって大阪へ戻られた方が身近なところでたくさんいらっしゃるのも非常に寂しい限りです。

そのような中で、荒井知事が申しておられますように、これからも奈良で住み続けられる環境をしっかりとつくるために、皆さん方の知恵も出していただきたい。それだけではなくて、税制についても国や地方公共団体を含めて大きな問題かと思えます。住宅地の中でも残念ながら空き家になっているところがあります。どうしてですかと聞きますと、お父さん、お母さんが亡くなられて相続の際に相続税あるいは固定資産税を誰が払うのかという問題が発生し、売買もできない、住むこともできないため、空き家になっているという状況があります。大変難しい問題ですが、そういった問題や課題があることを皆様方にお伝えしたいと思います。

次に県営住宅についての質問になりますが、県内各地に県営住宅があり、多くの方がそこに住まれています。老朽化がかなり進んでいます。そんな中で、転勤により、奈良で住もうという若い30代、40代の方から相談がありました。県営住宅で住めるでしょうかとのお問い合わせに対して、住んでいただけるなら大変ありがたいです、ぜひともお願いしますということで、ご案内しましたが、県営住宅を一通り見られたら、ありがとうございました、結構ですとのことでした。民間の住宅、あるいは学園前のURへ向かいますとのことでした。一つは距離的な問題もあると思われませんが、老朽化により景観が良くな

いので、ここでの子育てが厳しいですとのこと。ここで住もうと思う環境ではないので、非常に残念ですが、失礼しますとのことでした。この先の県営住宅の在り方について伺いたいと思います。

もう1点、県営住宅に関して、皆さまも認識されていると思いますけれど、例えばベランダに営業あるいは政党といった様々なポスターが掲示されていることがあります。そのことを否定するわけではありませんが、朝、ベランダに出て太陽の光を浴びようと思ったら、目の前にポスターが入ってくるが、これは県としては何ら問題ないという見解なのか、その辺りの管理の仕方についてどのような指導をされているのか聞いてみてくださいという相談を受けましたので、その辺りの見解について、お伺いしたいと思います。

○石井住まいまちづくり課長 田尻委員より2点ご質問をいただき、1点目は、県営住宅の老朽化の問題についてですが、県営住宅につきましては、建設後30年以上経過した中層耐火造のものも多くありまして、田尻委員お述べのとおり老朽化が進んでいるのが事実です。これらの県営住宅につきましては、まず、美観上も大きく影響すると思いますが、外壁や、屋上防水の改修等を計画的に行いまして、長寿命化を図ることが重要だと考えています。このように調査を行った上で、老朽度が高いものから計画に基づいて順次改修を行っています。また、老朽化や災害等により、現に外壁の剥離や雨漏りが生じている例もありまして、こういったものにつきましては、安全性や住環境の改善の観点から、優先して団地の改修を行う等の対応も取っています。住民の方からは様々なご意見をいただきますけれども、現場の状況を把握しまして、建物の適切な維持管理に努めるとともに、緊急性を要する修繕について優先して対応していくといった形で、県営住宅の既存ストックを十分活用できるよう引き続き取り組んでまいります。

2点目の質問は、県営住宅のベランダ等におけるポスターの掲示についてですが、ベランダへのポスターの掲示というのは、住民の日常生活に必ずしも必要でない利用方法であり、ご指摘いただいたように、団地の美観等を損ねて、場合によってはほかの入居者の方々に不快を与える可能性もありますので、一般論としては、県営住宅の管理者である県としては認めることが難しいと考えています。もしベランダ等にポスターを掲示されている入居者がいれば、指定管理者等を通じて個別に注意喚起を図ります。

○田尻委員 ありがとうございます。

答弁の中ではっきりそのような方針をおっしゃっていただきましたので、皆さんが快適に、そして、気持ちよく住めるような環境を提供するのも大事なことかと思っておりますので、

くれぐれもそのような形で、意見の統一、あるいは方向性を示していただきたいと思っています。

他の部局にもまたがりますので、予算審査特別委員会でも質問させていただきますが、さきほども申し上げましたとおり、住まいは大変大事なポイントです。全ての年代にとって大事なのですが、やはり特に20代、30代の方は住居そのもの、あるいはどこに住むかについて非常に興味を持っておられます。そういう意味では、奈良に来ていただく、奈良県で住んでいただくということも大事なポイントとして、県政の重点目標として一緒に知恵を出していただきながら、奈良の良い環境をつくっていただきたいと思います。

○岩田委員長 ほかにございませんか。

○清水副委員長 せんだって代表質問でも申し上げましたが、代表質問では時間が限られており、全てのことを知事に問うことができませんでしたので、建設委員会に関係あるものについて改めて確認あるいは質問させていただきます。

まず、大規模広域防災拠点についてですが、以前も質問させていただき、この件については今回で4回連続の代表質問、あるいは一般質問をさせていただきました。その中で、少し気になっているのが、もともと今の計画、前計画もそうなのですが、600メートル級の第2期計画を進めるに当たって、ゴルフ場内の西側の用地から発生する残土を東側の用地に動かしても、約75万立方メートルの盛土が不足するということが計画書に記載されています。そのことに対する知事の答弁にもあったのですが、リニア中央新幹線の残土、あるいは、大和北道路からの掘削残土も利用するとのこと。私からは以前、土量の計算書等を示して、非常に難しいのではないですかというお話もさせていただきました。今回はそのことを細かく聞くつもりはありませんが、まず、現在、JR東海が工事をされているリニア中央新幹線について、一部区間においてはなかなか難しいのかもしれませんが、大深度のシールド工法による工事が各地で行われています。そこから発生する残土をJR東海はどのように利用されているのか。どういった利用実績があるのかについて、知り得る範囲で結構ですので、教えていただければと思います。

○永田大規模広域防災拠点整備課長 清水副委員長より、リニアで大深度トンネル工事の掘削土を活用した事例があるかというお問合せをいただきましたが、JR東海が大深度トンネル工事の掘削土を活用した事例までは把握していません。ただし、NEXCO中日本、NEXCO東日本、そして国の3者が共同で東京外かく環状道路の大深度トンネル工事を行っており、そこで発生したトンネルの残土を道路や河川の堤防に盛土している事例があ

ると伺っています。

○清水副委員長 事例はあるとのことですが、奈良市北部から五條市まで運搬する方法として、一般的なのはダンプカーに乗せて運搬をすることになりますが、地下の掘削は恐らくシールド工法になると思われます。シールド工法により発生してくる泥水、泥漿、あるいは泥土圧はそのまま使えませんので、天日で乾かす、あるいはその他の材料と混ぜて運ぶ必要があるかと思えます。100%利用することは恐らくできないと思えます。仮に計算上、50%から60%程度が利用可能だとしても、かなり難しいと私は思っています。それらの費用をJR東海が持つのか、もしくは受入れ側が持つのか。残土の改良の内容によっては、ひょっとすると奈良県がそれを持たないといけない可能性もあるわけです。その辺の内容の詰めというのは、今の段階ではまだされていないと思えますが、まず、その内容等について打合せがあるのかなのか、お答えいただきたいと思えます。

○永田大規模広域防災拠点整備課長 リニアが掘削した土が悪いので、地盤改良等についてリニアと打合せをしているのかというご質問ですが、ご承知のとおり、ルート等についてもまだ未定といえますか、検討中という段階ですので、この件に関して我々が具体的にリニアと協議を行っていません。

○清水副委員長 今後、進捗があった段階でお知らせいただければと思います。

次に河川整備課にお伺いしたいのですが、本会議でもためる対策について聞かせていただきました。今は平成緊急内水対策事業も進めていただけていますが、そのような中で、大和川が特定都市河川浸水被害対策法による指定を受けたと仮に想定しますと、それ以外の事業、例えば下水道事業や農地事業を含め、ためる対策を今後どれぐらい行われる見込みがあるのでしょうか。また、既に対策されている量ほどの程度あるのか。私はこれを事前にまとめておく必要があると思っていますので、取りまとめて一覧表を作ってくださいと思いますので要望しておきます。

このことに関連して、法令等を読んでみますと、建築基準法第39条の中に、地方公共団体は、条例で津波、高潮、出水などによる危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができるという規定があります。この解釈について、まずお聞かせいただきたいのと、日本全国で、例えば出水等によって危険区域を災害危険区域として指定している都道府県があるのであれば、ご紹介いただきたいと思えます。

○前田建築安全推進課長 建築基準法39条に基づく災害危険区域についての解釈と、他府県の事例の紹介というお問合せをいただきました。建築基準法につきましては、建築物

の安全性等を確保するために必要な最低限の基準を定めるものですが、地方固有の状況を加味することによって、地域の安全をより担保する方法として、第39条において、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域について、地方公共団体が災害危険区域として条例で指定することができるかとされています。また、各地域の実情に応じた災害防止に必要な事項として、住居の用に供する建築物の建築の禁止やその他の建築物の建築に関する制限を条例で定めることができるとされています。

他府県の指定の状況ですが、都道府県の中で災害危険区域を指定しているのは33あります。近年の水災害対策の一つとして、近隣府県であれば、滋賀県におきまして、治水条例に基づく滋賀県独自で定める浸水警戒区域を建築基準法の災害危険区域と指定することで、一定の制限を設けている事例があります。

○清水副委員長 近畿圏では滋賀県があるということですね。

国土交通省の浸水対象区域図を見てみますと、奈良県では、大和川流域について計画区域、計画雨量と最大雨量を決めて、色が塗られています。私の地元の王寺町では、JR王寺駅周辺で3メートルから5メートル、それと、例えば斑鳩町で今ちょうど遊水地の整備計画を進めていただいている辺りも5メートル程度の浸水対象区域として明示されています。

そのような中で、私が少し心配していますのが、せんだって、小林（誠）議員が厚生委員会でも質問しましたが、8月16日に佐賀県の順天堂病院が被災し、ここは洪水の浸水対象エリアに含まれていました。計画段階では、3メートル未満、最大で5メートル近くまで浸水するであろうとする浸水想定区域図の中に病院が造られていますが、問題は、法人では、事前にここは危ないということで、造成時に土地を1.5メートルかさ上げされ、なおかつ、外周に40センチ程度の堤防を設けられ、2メートルぐらいまでは浸水しないという対策を取られていたにもかかわらず、床上1メートルの浸水があったことです。それから想定しますと、一定の雨が降ると必ず越水、あるいは破堤が起きて、外水対策としてはこれ以上できない。浸水想定区域図を国土交通省は発表されていますが、自分たちの命、財産を守る方法を検討してくださいとするのが、この図面の本来の意味だと私は理解しています。

今聞かせていただくと、滋賀県だけが出水等に関して、条例で危険区域を設定されているということですが、奈良県も全県土のうち、かなりのエリアが浸水対象エリアになっています。これは条例で規制すべきではないのかと私自身は感じています。現実の問題とし

て、川のすぐそばに特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、もしくはサービス付き高齢者向け住宅といった、いわゆる介護施設、すぐに避難ができないような方が入居されている施設が建設されています。それぞれで避難計画をお持ちですけれども、今回の順天堂病院もそうですし、せんだって、大分県の特別養護老人ホーム「千寿園」で14名の方が残念ながらお亡くなりになりました。その事例を読みますと、雨が降り始めた、非常に降り始めて危ないなという認識をお持ちのときに、職員が4人程度しかいらっしやらなかったため、全員の避難をするのに非常に手間取ってしまった。隣の2階に上げるにしても、エレベーターがない。階段を4人で抱え上げないといけない。一人を避難させるのに非常に時間がかかる。そんなこともあり、避難されている途中で土砂や水が押し寄せて、残念ながら14人の方がお亡くなりになりました。こういうことを防ぐことが行政の最大の責任ではないのかと私は思います。

条例なりで規制の網をかければ、今後の建設等にあつては、こういう悲しい事案が発生することがないように気がしますが、この点に関する奈良県の考え方について、教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

○前田建築安全推進課長 ご質問いただきました災害危険区域ですが、想定される災害の種類、あるいは地域の実情も踏まえて、制限を定めていくこととなります。例えば、清水副委員長もお述べのとおり、出水等に備えた指定の場合には、敷地、地盤面のかさ上げや、居室の床面を想定水位以上とすることなどの制限を設けている場合もあります。一方で、災害危険区域を指定するとなりますと、土地、建物の所有者等に一定の制限がかかることとなりますので、慎重な検討が必要なものと認識しています。当委員会でこのようなご指摘がありましたこと、また、近年の土砂災害、あるいは水災害が頻発している状況等も踏まえまして、今後、他府県における指定の有無、あるいは制限の内容を含めて、先進事例を研究してまいります。

○清水副委員長 ぜひとも研究を進めていただきたいと思います。

大和川の浸水想定区域図に記載されている想定最大規模の雨量ですが、12時間で316ミリメートルとされています。平成29年10月の台風第21号のときの雨量が、24時間雨量で約195ミリメートルだったと思います。今年8月に佐賀県の順天堂病院の辺りで降った雨量は、24時間で1,000ミリメートルを超えています。他府県だから大丈夫だとは思わないでいただきたいと思います。奈良県でもきっと起こり得ると私は思います。

最後に、松本県土マネジメント部長に確認をお願いしたいのですが、想定最大規模の316ミリメートルを計測したときは、現状の河道断面であれば、必ず越水が起きるという理解でよろしいでしょうか。

○松本県土マネジメント部長 具体的な計算方法についてお尋ねがありましたが、今はデータ等を持っていませんので、確認した上で回答させていただきます。

○清水副委員長 想定最大規模が12時間316ミリメートル、そして、計画規模が12時間164ミリメートルです。これは国土交通省の大和川河川事務所のホームページにきちんと載っています。計算メッシュの分割についても、このようにメッシュを切っていますということがきちんと書かれています。ということは、私の理解ですけれども、これだけの雨が降れば、必ず浸水被害が発生するということだと思えます。人命を守るためには行政が積極的に規制をかけるのも一つの方法ではないかと思えますので、ぜひとも研究をしていただきたいと思えます。

○岩田委員長 ほかになければ、これをもちまして質問を終わります。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

本日はこれをもって委員会を終わります。ありがとうございました。